

## 専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

### 【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年3月31日に公布され、4月1日より施行されたため。

### 【主な改正項目】

#### 1. 下水道除害施設に係る課税標準額の特例割合の変更（わがまち特例）

##### 1) 改正内容（附則第7条の2第2項）

法律の改正に伴い、市税条例附則第7条の2第2項で定めている割合を、 $\frac{3}{4}$ から $\frac{4}{5}$ に変更

##### 2) 施行期日：令和4年4月1日

※ 「下水道除害施設」とは、公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある下水を排出する使用者が、下水による障害を除去するために設置した施設

例) 油水分離装置・汚泥処理装置・濾過装置・中和装置など

#### 2. 固定資産税（土地）の負担調整措置の特例

##### 1) 改正内容（附則第8条）

固定資産税の土地に係る負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

ただし、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置の上昇幅を5%から2.5%とし、税額の負担を軽減する。

※ 住宅用地、農地等については、現行(5%)どおり。

##### 2) 施行期日：令和4年4月1日